

議案第 63 号

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年6月6日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成16年伊賀市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改める。

第11条中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改める。

第13条の見出し中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は同条第6項若しくは第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）」を加え、同項の表中「新築基準」を「新築」に、「増改築基準」を「増改築又は建築行為なし」に改め、同条第2項の表中「新築基準」を「新築」に、「増改築基準」を「増改築」に改める。

第14条の見出し中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同条第1項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項の表中「新築基準」を「新築」に、「増改築基準」を「増改築又は建築行為なし」に改め、同条第2項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項の表中「新築基準」を「新築」に、「増改築基準」を「増改築又は建築行為なし」に改め、同条第3項の表中「新築基準」を「新築」に、「増改築基準」を「増改築」に改め、同条第4項の表中「新築基準」を「新築」に、「増改築基準」を「増改築」に改め、同条第5項の表中「新築基準」を「新築」に、「増改築基準」を「増改築」に改める。

附 則

この条例中第7条の改正規定及び第11条の改正規定は公布の日から、第13条の改正規定及び第14条の改正規定は令和4年10月1日から施行する。